

資 料 6

H21-2 集團指導

青森県高齢福祉保険課

# 自主点検表

(訪問介護事業所)

事業所名	
点検年月日	
代表者職氏名	
点検者職氏名	

< 本票の活用について >

本票は自己点検用です。青森県では、訪問介護事業所に対し、事業者自ら点検し、介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬の請求等に関する適正な事業運営を確認するとともに、法令等に照らし必要な場合は改善を図っていただくため、本自己点検票をまとめました。

「確認事項」に示してある内容は、介護保険法の規定に基づく指定訪問介護事業者が、その事業の目的を達成するために最低限必要とされるものです。

各事業所で日常的に点検を行い、適正な事業運営に努め、利用者サービスの向上が図られるようご活用ください。

なお、実地指導等を行なう際に、提出していただく場合がありますので、ご協力願います。

< (注) 本文中の表記については、以下のとおり略しています。 >

法 介護保険法 (平成9年12月17日交付法律第123号)

施行規則 介護保険法施行規則 (平成11年3月31日厚生省令第36号)

平11厚令37 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年3月31日厚生省令第37号)

平11老企25 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について (平成11年9月17日老企第25号)

平12老企36 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分) 及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成12年3月1日老企第36号)

平12厚告19 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成12年2月10日厚生省告示第19号)

平12厚告25 厚生労働大臣が定める基準 (平成12年2月10日厚生省告示第25号)

平12老企39 指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引の取扱いについて (平成12年3月1日老企第39号)

平12老企54 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて (平成12年3月30日老企第54号)

平12老振24 要介護認定結果及び居宅サービス計画の情報提供について (平成12年4月11日老振第24号・老健第93号)

平13老振18 介護保険の給付対象事業における会計の区分について (平成13年3月28日老振発第18号)

- 平15厚労令28 指定居宅サービス等の事業の人員、設備、及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生労働省令第37号）の附則（平成15年3月14日厚生労働省令第28号）
- 平18厚労令35 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）
- 平18厚労告127 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）

## サービス提供の基本方針 （法第73条第1項、平11厚令37第4条）

指定訪問介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。

項目	確認事項	根拠法令等	点検結果及び特記事項
施設及び人員について	<p>1 指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースが確保され、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等が備えられた専用事務室又は区画が設けられているか。</p> <p>また、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p> <p>なお、指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第7条第1項に規定する設備及び備品等を備えることをもって、平11厚令37第7条第1項に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。</p>	<p>法第74条第2項 平11厚令37第7条第1項平11老企25第3の一の2の(2) 平11厚令37第7条第1項平11老企25第3の一の2の(3) 平11厚令37第7条第2項訪問介護4項平11厚令37第31条第2項26</p>	
	<p>2 指定訪問介護事業者が指定訪問介護事業所ごとに置くべき訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で、2.5人以上となっているか。</p> <p>なお、指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所において一体的に運営されている場合は、介護予防基準第5条第1項、第2項に規定する員数を満たすことをもって、平11厚令37第5条第1項及び第2項に規定する員数を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>法第74条第1項 平11厚令37第5条第1項 平11厚令37第5条第3項</p>	

<p>3 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等であって専ら指定訪問介護の職務に従事するもののうち、事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としているか。</p> <p>ただし、当該者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算の方法によることができる。</p> <p>また、管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えない。</p>	<p>平11厚令37第5条第2項 平11老企25第3の項目</p>	
<p>4 サービス提供責任者の配置は、以下のいずれかに該当する員数を置いているか。</p> <p>(1) 当該事業所の月間の延べサービス提供時間(事業所における待機時間や移動時間を除く。)が450時間又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>(2) 当該事業所の訪問介護員等の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>なお、指定訪問介護事業者が、指定介護予防訪問介護事業者の指定も併せて受け、かつ、同じ事業所で一体的に運営されている場合については、これらの各事業の訪問介護員等の人数又はサービス提供時間を合算して計算することができる。</p>		

<p>5 常勤換算方法とする事業所については、4の(1)又は(2)に基づき算出されるサービス提供責任者から1を減じて得られた数以上の常勤のサービス提供責任者を配置しているか。</p> <p>4の(1)又は(2)に基づき、一人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については、常勤換算方法とすることができる。</p> <p>この場合、配置すべきサービス提供責任者の員数は、常勤換算方法で、当該事業所の月間延べサービス提供時間を450で除して得られた数(小数第1位に切り上げた数)又は訪問介護員等を10で除して得られた数以上とする。</p> <p>なお、サービス提供責任者として配置することのできる非常勤職員については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)の2分の1以上に達している者でなければならない。</p>	<p>平11老企25第3の一の1の(2)の</p> <p>平11老企25第3の一の1の(2)の 5</p>	
<p>6 6人以上のサービス提供責任者を配置しなければならない事業所であって、常勤換算方法とする事業所については、4の(1)又は(2)に基づき算出されるサービス提供責任者の数に2を乗じて3で除して得られる数(1の位に切り上げた数)以上の常勤のサービス提供責任者を配置しているか。</p>		

<p>7 サービス提供責任者は、常勤で専ら訪問介護事業の職務に従事する者であって、以下のいずれかに該当するか。</p> <p>介護福祉士。</p> <p>看護職員（看護師、准看護師、保健師）。</p> <p>介護職員基礎研修を修了した者。</p> <p>訪問介護員養成研修1級課程を修了した者。</p> <p>訪問介護員養成研修2級課程を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事した者。</p>		
<p>8 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</p> <p>ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>平11老企25第3の一の1の(2)の 施行規則第22条の23第1項 平11厚令37第6条 平11老企25第3の一の1の(3)</p>	

管 理 運 営 に つ い て	<p>1 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行うとともに、従業者に、基準の「第2章 訪問介護」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>また、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保するとともに、清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>特に、訪問介護員等が感染源となることを予防し、また訪問介護員等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。</p>	<p>平11厚令37第28条 第1項令37第27条 平11厚令37第28条 平11厚令37第30条第3項 25衛生管理等 平11厚令37第31条第1項 平11老企25第3の一の3の (20) 平11厚令37第22条第2項 法第73条第1項</p>	
	<p>2 指定訪問介護事業者として、届け出事項に変更はないか。</p> <p>&lt;注&gt; 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を青森県知事に届け出なければならない。</p>	<p>法第75条第1項、2項</p>	
	<p>3 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に</p>	<p>平11厚令37第29条</p>	

<p>掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。</p> <p>事業の目的及び運営の方針  従業者の職種、員数及び職務の内容  営業日及び営業時間  指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額  通常の事業の実施地域  緊急時等における対応方法  その他運営に関する重要事項</p>		
<p>4 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定め、原則として月ごとの勤務表を作成するとともに、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしているか。</p>	<p>平11厚令37第30条第1項  平11老企25第3の一の3の(19)の</p>	
<p>5 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>平11厚令37第32条</p>	
<p>6 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。</p> <p>訪問介護計画</p>	<p>平11厚令37第39条第2項</p>	

<p>基準第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの 内容等の記録</p> <p>基準第26条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>基準第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>基準第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して 採った処置についての記録</p>		
<p>7 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、当該 指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を 提供しているか。</p>	<p>平11厚令37第30条第2項</p>	
<p>8 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当た っては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除 等の家事を常に総合的に提供するものとし、サービスの内容 が、身体介護のうちの特定のサービス行為に偏ったり、家事 援助のうちの特定のサービス行為に偏ったりしていないか。</p>	<p>平11厚令37第29条の2 平11老企25第3の一の3の (18)</p>	
<p>9 指定訪問介護事業所の従業者や従業者であった者が、正当 な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘 密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>また、サービス担当者会議等で、利用者の個人情報を用いる 場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる 場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p>	<p>平11厚令37第33条第1項 平11厚令37第33条第2項 平11厚令37第33条第3項</p>	
<p>10 指定訪問介護事業所の広告をする場合に、その内容が虚 偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>平11厚令37第34条</p>	

<p>1 1 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に、利用者に当該事業者のサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>	<p>平11厚令37第35条</p>	
<p>1 2 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等苦情を処理するために講ずる措置の概要を事業所に掲示するとともに、利用申込者又はその家族に苦情に関する措置の概要についての説明文書を交付し説明をしているか。</p> <p>また、苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するとともに、苦情の内容を踏まえ、必要に応じサービスの質の向上に向けた取り組みを行っているか。</p>	<p>平11厚令37第36条第1項 平11老企25 第3の一の3の(23)の 平11厚令37第36条第2項  平11老企25第3の一の3の(23)の</p>	
<p>1 3 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書等の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。</p> <p>また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うとともに、市町村から求めがあった場合は、改善の内容を市町村に報告しているか。</p>	<p>平11厚令37第36条第3項 平11厚令37第36条第4項</p>	

<p>1 4 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>また、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。</p>	<p>平11厚令37第36条第5項及び第6項</p>	
<p>1 5 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるとともに、賠償すべき事故については、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>平11厚令37第37条第1項、第2項及び第3項 平11老企25 第3の一の3の(24)の 平11厚令37第37条</p>	
<p>1 6 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p> <p>また、具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」によっているか。</p>	<p>平11厚令37第38条 平13老振18</p>	
<p>1 7 指定訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p>	<p>平11厚令37第39条第1項</p>	

	<p>18 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	平11厚令37第26	
指定居宅介護の提供の状況	<p>1 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、次の事項に掲げる事項に留意しているか。</p> <p>(1) 利用申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確認しているか。</p> <p>(2) 要介護認定を受けていない利用申込者に対し、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認するとともに、申請が行われていない場合は、申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(3) 利用申込者が次のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。</p> <p>当該利用者が指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合で当該指定居宅サービスが居宅サービス計画の対象となっている。</p> <p>当該利用者が基準該当居宅介護支援を受けることにつきあ</p>	<p>平11厚令37第11条第1項</p> <p>平11厚令37第12条第1項</p> <p>平11厚令37第15条、施行規則第64条</p>	

<p>らかじめ市町村に届け出ている場合で当該指定居宅サービスが居宅サービス計画の対象となっている。</p> <p>当該利用者が当該指定居宅サービス利用に係る計画をあらかじめ市町村に届け出ている。</p> <p>(4) 利用申込者又はその家族に対し、あらかじめ、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記したわかりやすい文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ているか。</p>	<p>法第74条第2項 平11厚令37第8条 平11老企25第3の一の3の(1)</p>	
<p>2 指定訪問介護事業者は、利用者が特定のサービス行為以外の訪問介護サービスの利用を希望することを理由にするなど、正当な理由もなく指定訪問介護の提供を拒んでいないか。(ただし、「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」(平成12年11月16日老振第76号)の1に該当する場合を除く。)</p>	<p>平11厚令37第9条 平11老企25 第3の一の3の(2)</p>	
<p>3 指定訪問介護事業者は、通常の実業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>平11厚令37第10条</p>	
<p>4 指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるととも</p>	<p>平11厚令37第13条 平11厚令37第14条第1項</p>	

<p>に、当該サービス提供者との密接な連携に努めているか。</p>		
<p>5 サービス提供責任者について</p> <p>(1) 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成しているか。</p> <p>(2) 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。</p> <p>(3) 訪問介護計画の作成に当たり、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ているか。</p> <p>(4) 計画の実施状況や評価について説明を行っているか。</p> <p>(5) 訪問介護計画を作成した際に、当該訪問介護計画を利用者に交付しているか。</p> <p>(6) 訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行っているか。</p> <p>(7) 次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をする。</p> <p>利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握する。</p> <p>サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図る。</p> <p>訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指</p>	<p>平11厚令37第24条第1項 平11厚令37第24条第2項 平11老企25第3の一の3の(13)の 平11厚令37第24条第3項 平11老企25第3の一の3の(13)の 平11厚令37第24条第4項 平11厚令37第24条第5項 訪問介護9項目 平11厚令37第24条第6項 平11厚21 管理者及びサービス提供責任者の責務</p>	

	<p>示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達する。          訪問介護員等の業務の実施状況を把握する。          訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を行う。          訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施する。          その他サービス内容の管理に必要な業務を実施する。</p>		
	<p>6 指定訪問介護の提供について          (1) 訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。          (2) 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。          (3) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。          (4) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っているか。          (5) 現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>平11厚令37第23条          第1号平11厚令37第23条          第2号          平11厚令37第23条第3号          平11厚令37第23条第4号          平11厚令37第28条第2項          第3項          平11厚令37第27条</p>	
介	<p>1 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者を支払われる居宅介護サー</p>	<p>平11厚令37第20条第1項</p>	

<p>護 報 酬 に つ い て</p>	<p>ビス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p>		
	<p>2 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護（全額自己負担によるサービス）の提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るとともに、利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p>	<p>平11厚令37第20条第2項</p>	
	<p>3 指定訪問介護事業者は、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合のそれに要した交通費の額以外の支払を利用者から受けていないか。</p>	<p>平11厚令37第20条第3項</p>	
	<p>4 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、施行規則第65条で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p> <p>また、領収証に、指定訪問介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定訪問介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定訪問介護に要した費用の額とする。）に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに</p>	<p>法第41条第8項 平11厚令37第20条第4項 施行規則第65条</p>	

区分して記載しているか。		
5 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。		
6 指定訪問介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するよう努めているか。	平11厚令37第11条第2項 法第73条第2項一の1の (2)の 項目 平11厚令37第21条	
7 指定訪問介護に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第22号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に別表に定める単位数を乗じて算定することとされているが、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。	法第41条第4項 平12厚告19の一、二、三	
8 利用者に対して、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、指定訪問介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。	平12厚告19 別表の1の注1	
9 身体介護中心型の算定 身体介護が中心である場合については、身体介護が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定している	平12厚告19 別表の1の注2	

か。		
<p>1 0 生活援助中心型の算定</p> <p>生活援助が中心である場合については、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平12厚告19 別表の1の注3</p>	
<p>1 1 通院等のための乗車又は降車の介助の算定</p> <p>通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合については、要介護者である利用者に対して、通院等のため、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助を行った場合に1回につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平12厚告19別表の1の注4</p>	
<p>1 2 身体介護及び生活援助が混在する場合の取扱い</p> <p>身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き所要時間30分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行ったときは、身体介護が中心である場合の所定単位数にかかわらず、身体介護が中心である場合の所定単位数に当該生活援助が中心である指定訪問介護の所要時間が30分を増すごとに83単位（249単位を限度とする。）を加算した単位数</p>	<p>平12厚告19 別表の1の注5</p>	

<p>を算定しているか。</p>		
<p>1 3 2人の訪問介護員等による訪問介護  「身体介護が中心である場合」及び「生活援助が中心である場合」については、別に厚生労働大臣が定める要件（平成12年厚生省告示第23号の二）を満たす場合であって、同時に2人の訪問介護員等が1人の利用者に対して指定訪問介護を行ったときは、所定単位数の100分の200に相当する単位数を算定しているか。</p>	<p>平12厚告19別表の1の注7</p>	
<p>1 4 早朝・夜間、深夜加算  夜間又は早朝に指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜に指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平12厚告19別表の1の注8  訪問介護17項目</p>	
<p>1 5 特定事業所加算  「厚生労働大臣が定める基準」（平成12年厚生省告示第25号）の第二号に適合しているものとして都道府県知事に届けた指定訪問介護事業所が、利用者に対し指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  イ 次に掲げる基準のうち（1）（2）（3）のいずれにも適合している場合  特定事業所加算( )所定単位数の100分の20に相当す</p>	<p>平12厚告19  別表の1の注9  平12老企36第2の2の(15)  平12厚告25の1二のイの(1)  平12厚告25の1二のイの(2)(一)  平12厚告25の1二のイの(2)(二)</p>	

<p>る単位数</p> <p>ロ 次に掲げる基準のうち(1)(2)に適合している場合      特定事業所加算( )所定単位数の100分の10に相当する単位数</p> <p>ハ 次に掲げる基準のうち(1)(3)に適合している場合      特定事業所加算( )所定単位数の100分の10に相当する単位数次に掲げる基準に適合しているか。</p> <p>(1)体制要件</p> <p>すべての訪問介護員等に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。</p> <p>利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的を開催すること。</p> <p>指定訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けること。</p> <p>すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施すること。</p> <p>指定居宅サービス基準第29条第6号に規定する緊急時等における対応方法が利用者に明示されているか。</p>	<p>平12厚告25の1二のイの(3)</p> <p>平12厚告25の二のイの(4)</p> <p>平12厚告25の二のイの(5)項目平12厚告25の二のイの(6)</p> <p>平12厚告25の二のイの(7)</p> <p>平12老企36の第二の2の(15)</p> <p>平12老企36の第二の2の(15)</p>	
--	---	--

<p>(2) 人材要件</p> <p>当該指定訪問介護事業所の訪問介護員について介護福祉士の割合が30%以上、又は介護福祉士、基礎研修課程修了者、1級課程修了者の合計が50%以上となっているか。</p> <p>すべてのサービス提供責任者が3年以上の経験を有する介護福祉士、又は5年以上の実務経験を有する基礎研修課程修了者、1級課程修了者であるか。</p> <p>ただし、指定居宅基準第5条第2項により1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置しているか。</p> <p>(3) 重度要介護者等対応要件</p> <p>前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者のうち要介護4又は要介護5、並びに認知症(日常生活自立度 以上)である者の占める割合が、20%以上であるか。</p> <p>(4) 割合の計算方法</p> <p>(2)の の職員の割合及び(3)の利用実人員の割合の計算は、次の取り扱いによるものか。</p> <p>イ 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、前年度の実績による加算の届出はできないものとする。</p> <p>ロ 前3月の実績により届出を行った事業所については届出を行った月以降においても、直近3月間の職員又は利用者の割</p>		
--	--	--

<p>合につき、毎月継続的に所定の割合を維持していなければならない。また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については直ちに届出を提出しなければならない。</p>		
<p>1.6 特別地域訪問介護加算  平成12年厚生省告示第24号（別に厚生労働大臣が定める地域）に所在する指定訪問介護事業所又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合は、特別地域訪問介護加算として、1回につき所定単位数100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平12厚告19別表の1のイから八までの注10  訪問介護19項目</p>	
<p>1.7 中山間地域等における小規模事業所の評価  別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準（1月当たり延訪問回数が200回以下）に適合する指定訪問介護事業所又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平12厚告19別表の1のイから八までの注11  平12厚告26の一</p>	
<p>1.8 中山間地域等に居住する者にサービスを提供した事業所への評価  指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、別に厚生労働大臣が定める地域（中山間地域等）に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定訪問介護を</p>	<p>平12厚告19別表の1のイから八までの注12</p>	

<p>行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>		
<p>19 緊急時訪問介護加算 利用者又はその家族からの要請を受け、サービス提供責任者が、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が必要と認めた場合に、居宅サービス計画に位置付けられていない訪問介護（身体介護が中心の者に限る。）を緊急に行った場合において、加算を行っているか。</p>	<p>平12厚告19別表の1のイから八までの注13 平12老企36第三の2の(16)</p>	
<p>20 サービス種類相互の算定関係 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間に、訪問介護費を算定していないか。</p>	<p>平12厚告19別表の1のイから八までの注14</p>	
<p>21 初回加算 新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に訪問介護を行った場合、又は当該訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に訪問介護を行った際に同行した場合について、加算を行っているか。</p>	<p>平12厚告19別表の1の二の注</p>	

	<p>2 2 3級ヘルパーによる訪問介護</p> <p>(1) 3級訪問介護員が指定訪問介護を行う場合は、平成22年3月31日までの間、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>(2) 事業者は、介護福祉士の資格取得又は2級ヘルパー研修等を受講すべき旨を3級訪問介護員（平成12年厚生省告示第23号の一）に対し通知し、通知内容及び通知を行った事実について記録しているか。</p>	<p>平12厚告19 別表の1の注6 平12老企36 第2の2の(9) 平12老企36の第二 2の(9)、 平12老企36の第二 2の(9)</p>	
--	--	--	--



	<b>自主点検表</b> (居宅介護支援事業所)	
--	-----------------------------	--

事業所名	
点検年月日	
代表者職氏名	
点検者職氏名	

< 本票の活用について >

本票は自己点検用です。青森県では、居宅介護サービス事業所等に対し、事業者自ら点検し、介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬の請求等に関する適正な事業運営を確認するとともに、法令等に照らし必要な場合は改善を図っていただくため、本自己点検票をまとめました。

「確認事項」に示してある内容は、介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者が、その事業の目的を達成するために最低限必要とされるものです。

各事業所で日常的に点検を行い、適正な事業運営に努め、利用者サービスの向上が図られるようご活用ください。

なお、実地指導等を行なう際に、提出していただく場合がありますので、ご協力願います。

< (注) 本文中の表記については、以下のとおり略しています。 >

「法」 介護保険法（平成9年12月17日交付法律第123号）

「施行規則」 介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）

「平11厚令38」 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）

「平11老企22」 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）

「平12老企36」 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）

「平12厚告20」 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第20号）

「平12厚告25」 厚生労働大臣が定める基準（平成12年2月10日厚生省告示第25号）

「平12老企39」 指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引の取扱いについて（平成12年3月1日老企第39号）

「平12老振24」 要介護認定結果及び居宅サービス計画の情報提供について（平成12年4月11日老振第24号・老健第93号）

「平13老振18」 介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号）

「平15厚労令28」 指定居宅サービス等の事業の人員、設備、及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生労働省令第37号）の附則（平成15年3月14日厚生労働省令第28号）

## サービス提供の基本方針

(法第80条第1項、平11厚令38第1条第1項、第2項、第3項、第4項)

- 1 指定居宅介護支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行わなければならない。
- 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

項目	確認事項	根拠法令等	点検結果及び特記事項
施設及び人員について	1 事業を行うために、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペース等が確保された専用の事務室又は区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	平11厚令38第20条 平11老企22第2の3の(13)の	
	2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数であって常勤である指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員を置いているか。	法第81条第1項 平11厚令38第2条第1項	
	3 2の員数の標準は、利用者の数が、35 又はその端数を増すごとに、常勤換算で1 となるよう努めているか。	平11厚令38第2条第2項 平11老企22第2の2の(1)	
	4 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置いているか。	平11厚令38第3条第1項	
	5 管理者は、介護支援専門員であるか。	平11厚令38第3条第2項	
	6 管理者は、専らその職務に従事しているか。 ただし、次に掲げる場合はこの限りではない。 (1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合。 (2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合。(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)	平11厚令38第3条第3項	
	7 管理者又は非常勤の介護支援専門員は、介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員との兼務となっていないか。	平11老企22第2の2の(1)及び(2)	

管 理 運 営 に つ い て	1 管理者は、当該事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 また、介護支援専門員その他の従業者に基準の「第3章 運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	平11厚令38第17条第1項、第2項	
	2 指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。 (1) 事業の目的及び運営の方針。 (2) 職員の職種、員数及び職務内容。 (3) 営業日及び営業時間。 (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料、その他の費用の額。 (5) 通常の実業の実施地域。 (6) その他運営に関する重要事項。	平11厚令38第18条	
	3 指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定め、原則として月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。	平11厚令38第19条第1項 平11老企22第2の3の(12)の	
	4 指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員以外の者に指定居宅介護支援の業務を担当させていないか。 また、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態につい	平11厚令38第19条第2項、第3項 平11厚令38第21条	

	て、必要な管理を行うとともに、介護支援専門員の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。		
5	指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	平11厚令38第22条	
6	介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じているか。 また、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	平11厚令38第23条第2項 平11厚令38第23条第3項	
7	指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等や居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置付けるよう指示していないか。	平11厚令38第25条第1項 平11老企22第2の3の(16)の	
8	介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等や居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービスを計画に	平11厚令38第25条第2項 平11老企22第2の3の	

	位置付けていないか。		
	9 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの代償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。	平11厚令38第25条第項	
	10 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するとともに、当該苦情の内容等を記録しているか。 また、当該事業所に苦情を処理するために講ずる措置の概要、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示しているか。	平11厚令38第26条第1項 平11老企22第2の3の(17)の	
	11 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して市町村や国保連が行う調査に協力するとともに、市町村や国保連から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平11厚令38第26条第3項 平11厚令38第26条第6項	

<p>1 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>また、その状況や採った措置(損害賠償や再発防止策を含む)について記録しているか。</p>	<p>平11厚令38第27条第1項</p>	
<p>1 3 会計処理方法等については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」によるとともに、事業所ごとに経理を区分し、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。</p>	<p>平11厚令38第28条 平13老振18</p>	
<p>1 4 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p>	<p>平11厚令38第29条第1項</p>	
<p>1 5 利用者への指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。</p> <p>(1)基準第13条第12号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録。</p> <p>(2)個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳。</p> <p>居宅サービス計画。</p> <p>基準第13条第7号に規定するアセスメントの結果の記録。</p> <p>基準第13条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録。</p> <p>基準第13条第13号に規定するモニタリングの結果の記録。</p>	<p>平11厚令38第29条第2項</p>	

<p>基準第16条に規定する市町村への通知に係る記録。  基準第26条第2項に規定する苦情の内容等の記録。  基準第27条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録。</p>		
<p>16 指定介護支援事業所としての届け出事項に変更はないか。  &lt;注&gt;  指定介護支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。  また、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p>	<p>法第82条第1項2項</p>	
<p>17 指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。  (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。  (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、</p>	<p>平11厚令38第16条</p>	

	又は受けようとしたとき。		
指定居宅介護支援の提供の状況	<p>1 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>また、居宅サービス計画が基準第1条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得ているか。</p> <p>正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではないか。</p>	平11厚令38第4条第2項 平11厚令38第5条	
	<p>2 当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じているか。</p>	平11厚令38第6条	
	<p>3 指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、被保険者証により、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。</p>	平11厚令38第7条	
	<p>4 被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行っているか。</p>	平11厚令38第8条第1項	

	5 要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	平11厚令38第8条第2項	
	6 要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行っているか。	平11厚令38第8条第3項	
	7 介護支援専門員に介護支援専門員証を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	平11厚令38第9条	
介護報酬	1 指定居宅介護支援を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料と、居宅介護サービス計画費の額(代理受領がなされる場合の指定居宅介護支援に係る費用の額)との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。	平11老企22第2の3(4) 平11厚令38第10条第1項	
	2 指定居宅介護支援事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算しているか。	平12厚告20の三	

<p>に つ い て</p>	<p>3 居宅介護支援費( )から( )までについては、利用者に対して指定居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において市町村又は国民健康保険団体連合会に対し、給付管理票を提出している指定居宅介護支援事業者について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>指定居宅介護支援を受ける1月当たりの利用者数に、指定介護予防支援事業者から委託を受けて行う指定介護予防支援の提供を受ける利用者数に2分の1を乗じた数を加えた数を当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の員数で除した数(以下「取扱件数」という。)が40未満である場合、又は、40以上の場合において、40未満の部分。</p> <p>取扱件数が40以上60未満である場合において、40以上の部分。</p> <p>取扱件数が60以上である場合において、40以上の部分。</p>	<p>平12厚告20の別表のイの注1</p>	
----------------------------	--	------------------------	--

<p>4 「厚生労働大臣が定める基準」（平成12年厚生省告示第25号）の第三十五号に該当する場合は、所定単位数の70%又は50%（基準を満たさない月が2ヶ月以上継続の場合）に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>なお、減算の基準とは、以下の場合をいう。</p> <p>(1) 居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたって利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない。</p> <p>当該居宅サービスの計画に係る月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算</p> <p>次の場合にサービス担当者会議の開催等を行っていない。</p> <p>ア 居宅サービス計画を新規に作成した場合。</p> <p>イ 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合。</p> <p>ウ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合。</p> <p>当該居宅サービスの計画に係る月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該状態が解消された日とは、利用者が利用する全てのサービス担当者との会議又は照会の方法により実施を完了した日を指す。</li> <li>・ 計画にかかる最初の月は、計画の初日が属する月で、新規申し込み又は計画の変更があった時期が月末で、</li> </ul>	<p>平12厚告20の別表のイの注2</p>	
--	------------------------	--

	<p>当該月中に会議を開催できない場合は、翌月の早いうちに実施すれば最初の月を減算対象としない。</p> <p>会議を開催できないやむを得ない理由がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開催の日程調整を行ったがサービス担当者の事由により会議への参加を得られなかった場合</li> <li>・ 居宅サービス計画の変更（要介護更新認定及び要介護状態区分変更認定を受けた場合を除く）であって、利用者の状態に変化が見られない等で、軽微な変更の場合</li> </ul> <p>会議に出席できないサービス担当者がある場合は、その者の所属（職種）、氏名、会議に出席できない理由、照会（依頼）年月日、内容及び回答について記録しておくこと</p> <p>会議を開催しない場合は、その理由を記載するとともに、サービス担当者の氏名、照会（依頼）年月日、内容及び回答について記録しておくこと</p> <p>回答文書、ファックス、メール等で確認できる事項はそれらを添付することにより記録を省略して差し支えない。</p> <p>居宅サービス計画の原案の内容を利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない。</p>		
--	--	--	--

<p>(2) 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たって、1月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない。 モニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続している。</p>		
<p>7 特別地域居宅介護支援加算 「厚生労働大臣が定める地域」(平成12年厚生省告示第24号)に所在する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、特別地域居宅介護支援加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>		
<p>8 中山間地域等における小規模事業所の評価別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準(1月当たり実利用者数が20人以下)に適合する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>		

<p>9 中山間地域等に居住する者にサービスを提供した事業所への評価、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、別に厚生労働大臣が定める地域（中山間地域等）に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平12厚告20の別表のイの注3 平12厚告20別表のイの注4 平12厚告26の五十八 平12厚告20別表のイの注5</p>	
<p>10 特定事業所集中減算 「厚生労働大臣が定める基準」（平成12年厚生省告示第25号）の第三十六号に該当する場合には、1月につき200単位を所定単位数から減算しているか。 なお、減算の基準とは、次のとおりとする。 正当な理由なく、当該指定居宅介護支援事業所において前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた指定訪問介護、指定通所介護又は福祉用具貸与（以下「訪問介護サービス等」という。）の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の90を超えていること。ただし、正当な理由があると都道府県知事が認めた場合は、この限りでない。</p>	<p>平12厚告20の別表のイの注6 平12厚告25の36</p>	

	<p>1 1 サービス種類相互間の算定関係</p> <p>利用者が月を通じて特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入所者生活介護を受けている場合は、当該月については、居宅介護支援費は、算定していないか。</p>	<p>平12厚告20の別表のイの注7</p>	
	<p>1 2 初回加算</p> <p>指定居宅介護支援事業所において、次に掲げる基準に適合する場合に、それぞれの単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>ただし、運営基準減算に該当する場合は加算しない。</p> <p>新規に居宅サービス計画を作成する場合</p> <p>要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合</p> <p>要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合</p>	<p>平12厚告20の別表の口の注</p> <p>平12老企36第三の9</p>	